

企 経 第 97 号
令和 6 年 9 月 30 日

各 所 属 長 様

経 営 課 長

「静岡県週休 2 日推進工事（土木工事等）実施要領」等の改正について（通知）

このことについて、別添のとおり令和 6 年 9 月 25 日付け建経技第 214 号及び令和 6 年 9 月 27 日付け建経技第 225 号により交通基盤部建設経済局技術調査課長から通知がありました。

企業局においてもこれらの要領等の例によることとしているので、改正後の要領等の適正な取扱いをお願いします。

ただし、「静岡県週休 2 日推進工事積算要領」については下記のとおり対応するものとします。

記

- 1 国が定める「水道施設整備費に係る歩掛表」により積算を行う工事についても単価補正等の対象とする。
- 2 上記の場合においては、「土木工事標準積算基準書により積算する工事」を「水道施設整備費に係る歩掛表により積算を行う工事」と読み替えるものとする。

担 当 経営課企画財務班
電話番号 054-221-2158